

(仮称) 馬揚山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 本事業は、計画段階であるため、事業計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、可能な限り事業内容を具体化すること。
- (2) 環境影響評価を実施するにあたっては、評価項目や調査地点などを適切に選定するとともに、風力発電機及び付帯設備は、環境影響が最小となるように配慮して設置すること。
- (3) 方法書の作成にあたっては、必要に応じて専門家の助言を得るとともに、平易な表現や図を用いるなどして、理解しやすい内容とすること。
- (4) 事業実施想定区域の南東 10 kmの地域では、他の風力発電事業が計画されていることから、当該風力発電事業の影響を踏まえて調査地点を設定するとともに、環境影響評価においては、当該風力発電事業の影響も含めて予測、評価すること。
- (5) 環境影響評価の手続においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、方法書説明会の開催などにあたっては、住民参加が広く図られるような対応を検討すること。
また、事業実施想定区域及びその周辺には、多くの住居などが存在するため、事業の実施にあたっては、周辺住民などに対して、丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるように努めること。

2 個別的事項について

【騒音及び低周波音】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には、住居、学校及び福祉施設など（以下「住居など」という。）が存在しているため、造成工事による騒音や、風力発電機の稼働による騒音及び低周波音の影響が懸念されることから、住居などへの影響を回避するため、風力発電機は住居などとの距離を十分に確保して配置すること。
- (2) 低周波音は、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、騒音に比べ遠方まで伝播することから、低周波音による影響を広範囲に調査した上で、環境影響を予測、評価すること。

【水環境】

事業実施想定区域は、いわき市水道水源保護条例に基づく「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変や風力発電機の設置などに伴い発生する土砂や濁水による水源地への影響を明らかにするとともに、水源地への影響を回避する

こと。

【動植物・生態系】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカやオオタカの生息が確認されていることや、今後、新たな希少種の生息が確認される可能性もあることから、これらの動物種の生息環境が損なわれないよう、森林の伐開、風力発電機の設置工事などを実施すること。
- (2) 森林の伐開などによる改変、及び風力発電機などの設置工事で発生する土砂や濁水の河川などへの流入により、水生生物や魚類への影響が懸念されることから、水生生物及び魚類への影響を回避・低減するため、土地の改変などで発生する土量の抑制方法や河川への土砂や濁水の流入防止対策を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (3) 緑化を行う場合にあっては、生物多様性を保全する観点から、在来種や地域固有種を用いること。
また、法面緑化の場合にあっては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起らないようにすること。
- (4) 風力発電機の設置などにあたっては、動植物への著しい影響を及ぼさない場所を選定すること。
特に豊かな生物多様性を誇る地域や渡り鳥のルートとなっている地域においては、風力発電機の設置を控えること。

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 風力発電機などの設置にあたっては、可能な限り自然に溶け込ませることとし、住民に圧迫感や威圧感を与えることのないように配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、風力発電機を視認する可能性のある眺望点が複数存在しており、事業の実施により、景観への影響が懸念されることから、景観への影響を回避・低減するため、風力発電機の規模、塗色及び配置について複数案を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域には、「新田の大山桜」が存在し、直接改変による影響が懸念されることから、当該近傍付近では風力発電機などの設置を控えること。

【廃棄物及び発生土】

風力発電機などの設置工事に伴い発生する伐採木や廃土は、放射性物質の濃度や空間線量率を測定するとともに、関係機関と協議した上で、適切に保管・処分すること。

【一般環境中の放射性物質】

事業実施想定区域には、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着していることから、風力発電機や付帯設備の設置工事において、放射性物質が一般環境中に飛散しないように配慮すること。

【電波障害及び風力発電機の影】

- (1) 事業の実施により、事業実施想定区域におけるテレビ電波、ラジオ電波及び無線電波への影響が懸念されることから、事前に事業実施想定区域の電波状況を把握するとともに、電波障害が回避・低減されるよう風力発電機の配置などを検討すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺には、住居などが多く存在し、風力発電機の影（シャドーフリッカー）による日照障害が懸念されることから、住居などへの影響が回避されるよう風力発電機の配置などを検討すること。

【その他】

- (1) 事業実施想定区域には、「いわき市豊かな森林づくり推進事業」の協定締結地及び福島県森林環境交付金（森林整備推進事業）による整備地があることから、事業を進めるにあたっては、市林務課と協議すること。
また、風力発電事業のために林道を使用する場合には、市林務課と協議すること。
- (2) 事業実施想定区域には、中寺北目館跡や下市萱遺跡などの埋蔵文化財が所在していることから、事業を進めるにあたっては、市文化振興課と協議すること。
また、事業実施想定区域の周辺には、県指定天然記念物「上三坂のシダレグリ自生地」が所在することから、開発計画が近接地に及ぶ場合には、市文化振興課と協議すること。
- (3) 事業実施想定区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく地域である。
また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は「生活森林区域」、「森林保全・育成区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、自然保全のために開発を適正に規制・誘導し、森林の育成に努め、豊かな自然に囲まれた農山村集落の生活環境及び農産物の生産地を守るため、地域の実情に応じた土地利用を図る区域となっていることから、風力発電機の配置などにあたっては十分配慮すること。
- (4) 一定規模以上の建築物や工作物などの新築、又は土地の形質の変更を行う場合には、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づき、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。
また、同行為のうち、特に規模の大きい事業については、景観への影響が顕著であるため、当該届出の前に、事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。